

## 生涯学習・社会教育に係る施策の具体化に向けた各論について

第 11 期生涯学習分科会議論の整理を踏まえ、事務局において、地方公共団体へのヒアリングやデータの収集・整理を進めているところ。

多岐にわたる論点がある中、令和 4 年 9 月時点でのヒアリング結果等から、公民館の機能強化や社会教育人材に関する施策の具体化に向けた検討状況は以下のとおり。

今後、さらにヒアリング等を重ねて、論点の追加や深掘りを行いつつ、全体の構成に関しても整理を行う。

### (1) 公民館等の機能強化について

#### 3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

##### 1) 公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応

- 公民館等の社会教育施設を活用した地域の教育力向上を図るためには、前述の生涯学習・社会教育が果たしうる役割を踏まえ、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化するとともに、地域住民の意向が運営に取り入れられるようにすることなどにより社会教育施設の機能強化を図ることが重要である。特に、公民館における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点からは、子供の居場所としての公民館の活用、住民相互の学び合い・交流の促進、各地方公共団体における関連施設・施策や民間企業等との連携を進めるとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善や公民館への社会教育士の配置を進めることなどが必要である。また、地域の実情に応じて、学校や公民館、図書館等の複合化・集約化、社会教育における学校施設や博物館等の文化施設の活用促進を図ることなども、地域コミュニティ全体の連携機能を強化する有効な方策の一つと考えられる。

※枠内は第 11 期生涯学習分科会議論の整理からの抜粋。以下同じ。

#### ア. 子供の居場所としての公民館の活用

##### <ヒアリング結果・関連データ>

- ・若年層や現役世代の利用が少ないことを課題と感じている自治体がみられた。
- ・そうした課題を踏まえ、子供や保護者を対象とした活動として、例えば以下を実施している自治体がみられた。

(就学前) 乳幼児及び保護者を対象とした遊びと交流の場の設置とコーディネーターの配置、家庭教育学級、児童室の一般開放

(主に小学生) 夏休みの子供の居場所(ものづくり、体験活動)、異年齢・地域の大人との交流の場、子ども食堂、

(主に中高校生) 空きスペースの開放(中学生・高校生の自主学習の場)

##### <今後検討が必要な事項>

- ◆子供の居場所としての活用を含め、公民館における子供や保護者を対象とした活動の推進

## ◆子供世代の学習の場としても求められる社会教育施設のデジタル化への支援

### イ. 各地方公共団体における関連施設・施策や民間企業等との連携

#### <ヒアリング結果・関連データ>

- ・地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点等から、中高生から 50 代の利用が少ない、小学校低学年以降の学年では公民館から離れていく傾向にあるといった課題を感じており、働く世代でも参加したいと思わせる取組が必要だと考えている自治体がみられた。
- ・公民館における地域のコミュニティ拠点機能の強化については、関連施設・関連施策と連携し、以下の取組を実施している自治体がみられた。
  - 地域自主組織の活動と社会教育の機能が合わさることで、地域課題解決に向けた実践的・能動的な学びが実践されている事例
  - 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割を果たしている事例
  - 中学校区ごとに公民館と学校が連携し、学校ではできない活動（地域学習・防災学習）を実施している事例
  - 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携、地域学校協働活動が実践されている事例
  - 障害のある人や日本語学習が必要な人が地域に参画していくための学びが実践されている事例
- ・この他、公民館職員を首長部局と併任し、首長部局と連携した取組を進めている自治体がみられた。
- ・公民館施設内での営利活動や民間企業から講師を招いて行われる学習、地域の学校の部活動に関する利用に対して過度に抑制的な対応がなされるケースがみられており、民間企業との連携を進める上で公民館関係者の認識・理解を促す必要がある。
- ・自治体からは、社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈について、事例に基づき、文部科学省として発信してほしい旨の要望がみられた。

#### <今後検討が必要な事項>

- ◆地域コミュニティの維持・活性化に向けた首長部局所管施策との連携の具体策
- ◆住民自治、農業、福祉等の各省庁のコミュニティ関連施策との連携の具体策
- ◆社会教育施設を含めた施設の複合化による機能強化（機能強化に資する多様な財源調達手法の整理、PFI 等の活用による官民連携の推進）
- ◆社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈を踏まえた、民間企業等の公民館の活用や、公民館を活用した営利活動の事例の収集・整理、これらを踏まえた情報発信

## ウ. 地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善

### ＜ヒアリング結果・関連データ＞

- ・ 公民館運営審議会等の設置館率は、公民館全体の約5割。運営状況に関する評価（閉館中等の公民館を除く）の実施率は約4割。
- ・ 公民館の評価を活用した運営改善として、以下の事例がみられた。
  - 公民館運営審議会で、課題を共有するとともに解決策を議論し、使用基準の緩和を実施。
  - 公民館全体については社会教育委員会議で協議し、公民館ごとには公民館運営委員会・協議会を設置し、運営や事業全般について地域住民・利用者のニーズを反映。
- ・ 一方で、外部評価については、職員の負担も大きいため、公民館運営審議会の適切な活用も重要との意見もあった。
- ・ また、何を評価するのかという視点が重要であり、数値で表せる「講座等の開催回数」等ではなく、住民の学習成果がまちづくりに活かされているか、市民からの声が反映できているか等の説明責任が果たせることが重要との意見もあった。
- ・ さらに、デジタルリテラシーや防災に関する学習など、社会課題の解決のために行われる学習は人が集まらない場合もあり、地域住民と行政の意識の違いを課題と感じているとの意見もあった。

### ＜今後検討が必要な事項＞

- ◆ 公民館運営審議会等の活用による外部の視点を取り入れた評価の有効な取り入れ方
- ◆ 公民館の評価・改善（PDCA サイクル）の促進
- ◆ 社会の要請として行われる学習を促進する方法及び実施状況の評価の方法

## エ. 公民館への社会教育士の配置（後掲）

### 3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

#### 1) 公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応

（中略）

- デジタル社会の利点を最大限活用できるよう、社会教育施設への PC 等の機器導入、Wi-fi 環境整備等のデジタル基盤の強化によって、社会参加に制約のある人を含めた利用者の学習機会の充実に図ることが重要である。また、公民館や図書館における全ての世代のデジタルデバイド解消をはじめとする社会的包摂に関連する取組等を推進することも重要である。その際、地域課題解決のための学びを ICT を活用して幅広く実施し、それを通じた地域のつながりづくり、地域人材の育成等を推進する側面や、単にデバイスの操作スキルにとどまらず、インターネットを利用するにあたってのデジタルリテラシーの向上や基本的なサイバーセキュリティ対策に関する知識の習得、多くの情報から正しい情報を適切に取捨選択・活用し、社会の良き担い手として行動できる資質や規範意識の涵養など、デジタル・シティズンシップを育むための教育の側面にも配慮すべきである。

## オ. 社会教育施設のデジタル基盤の強化

### ＜ヒアリング結果・関連データ＞

- ・ 来館者の利用できる Wi-Fi の整備は約 4 割弱にとどまっている。
- ・ 一方で、以下のような先進的な取組を実施している自治体もみられた。
  - WEB 上で予約できるシステムの導入
  - 全公民館で wi-fi を整備し、オンライン併用の講座を実施。
  - オンラインを利用し、県外講師による講座、複数会場による講座、外国人留学生との交流、日本語教室等を実施。
- ・ 公民館のデジタル化に際して、財源の確保や、デジタル活用を進める人材の確保（職員等の技術の問題含む。）を課題と感じている自治体のみられた。

### ＜今後検討が必要な事項＞

- ◆ 子供世代の学習の場としても求められる社会教育施設のデジタル化への支援（再掲）
- ◆ 公民館等のデジタル化に資する多様な財源調達手法の整理
- ◆ 公民館等におけるデジタル活用を支える人材の確保・育成
- ◆ 社会教育施設間の連携を含めた公民館のデジタル化によるサービス改善

## カ. 全ての世代のデジタルデバイド解消

### ＜ヒアリング結果・関連データ＞

- ・ 上記のような公民館のデジタル化を進めていくにあたり、公民館利用者自身（特に高齢者）が機能を扱えない場合が多いことを課題と感じている自治体のみられた。
- ・ デジタルデバイドの解消に向け、以下の取組を実施している自治体のみられた。
  - 安全な使用法や注意点を含む、シニア世代のスマートフォン講座
  - 大人も子供も対象とした情報モラル研修会
  - 情報セキュリティ研修
  - キャッシュレス決済講座

### ＜今後検討が必要な事項＞

- ◆ 公民館等のデジタル化の進展を踏まえたデジタルデバイド解消の取組

## (2) 社会教育人材の養成と活躍機会の拡充

### 3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

#### 2) 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充

(中略)

- これらの状況を踏まえ、引き続き、地域の教育力向上による地域コミュニティ構築に資する取組を推進するため、社会教育人材の量的な拡大と質的向上を進める必要がある。
- そのため、例えば、公民館や地域学校協働活動推進員等への社会教育士の配置・登用の促進、学校教育における探究活動等への支援としての社会教育士の活用促進、社会教育士をネットワーク化すること等による学校や民間企業など教育委員会の事務局以外の社会教育士の活躍機会の拡充、過去に社会教育主事であった者が講習を追加で受講して社会教育士の称号を取得することの推奨、新たに社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要がある。
- また、前述のとおり、地域社会における社会教育人材の役割の重要性に鑑み、社会教育士に関する実態を踏まえ、社会教育人材の量的な拡大や、社会教育・学校教育などにおける様々な場面での社会教育士の配置・登用の促進に向け、社会教育人材の在り方についての検討が更に求められることから、社会教育士の役割の明確化、社会教育士の称号付与要件など制度の在り方を含めた検討を進めていく必要がある。
- また、社会教育主事・社会教育士が時代の変化に対応していくため、ICT スキル等の能力を身に付けたり、環境教育、人権教育、男女共同参画に関する内容等の現代的な教育内容に関する知識を習得したりするために必要な継続的な学習機会の確保や、専門的な機関や組織（独立行政法人、NPO等）と連携した研修内容の充実を図るとともに、個人や地域社会のウェルビーイングの向上につながる社会教育士の活動に関する優良事例の展開を検討していく必要がある。

#### ア. 公民館や地域学校協働活動推進員等への社会教育士の配置・登用の促進

##### <ヒアリング結果・関連データ>

- ・社会教育の最前線である公民館に専門性を持った職員が必要であり、専門的職員がいなくなると事業の企画・実施や体制が弱くなる、といった意見があった。
- ・公民館職員には、司書や学芸員等の専門的な資格がないため、社会教育主事資格をもった職員を配置し、社会教育主事の発令も行うことで、専門的な視点から公民館主事の役割を果たすようにしている自治体がみられた。
- ・また、社会教育士に求められる資質・能力を行政職員や学校教職員が備えることこそ大切な視点である、社会教育士に求められる資質・能力を兼ね備えたスタッフを有する教育系NPOに委託する形で取組を進めている、といった意見がある。
- ・一方で、社会教育主事講習は専門性を活かすためには必要であるものの、社会教育主事講習の受講は、時間的・金銭的に難しいとの意見があった。
- ・また、地域学校協働活動推進員については、地域のなり手の確保とともに職責に見合った資質向上が必要という意見があった。

＜今後検討が必要な事項＞

- ◆社会教育主事講習等を受けやすい環境の整備（オンライン化や民間資格の活用等）
- ◆学校教育における探究活動等への支援としての社会教育士の活用促進
- ◆地域学校協働活動推進員の専門性向上

#### イ. 社会教育主事・社会教育士の称号保有者の資質向上・ネットワーク化

＜ヒアリング結果・関連データ＞

- ・社会教育士の称号保有者について、地方公共団体において組織的に把握することが困難との意見がある。
- ・都道府県単位等で社会教育士の情報を取りまとめ、社会教育士の緩いネットワーク化や、そこでの研修等の実施の要望があった。

＜今後検討が必要な事項＞

- ◆自治体や社会教育士の意見も踏まえたネットワーク化の手法の検討
- ◆デジタル化など、現代的な諸課題を踏まえた社会教育主事・社会教育士の講習や研修の検討

#### ウ. 司書や学校司書の資質能力の向上

＜ヒアリング結果・関連データ＞

- ・子供の読書活動の推進に関する有識者会議において、学校図書館・図書館のDX、読書バリアフリー法及び計画等を踏まえた多様な子供の読書活動の推進とともに、それらに従事する学校司書、司書等の人材育成、資質の向上が課題と指摘されている。

＜今後検討が必要な事項＞

- ◆デジタル化など、現代的な諸課題を踏まえた講習や研修の検討

#### エ. 社会教育主事講習のオンライン化

＜ヒアリング結果・関連データ＞

- ・社会教育主事講習については、近隣に講習を受講できる大学がない、業務との兼ね合いで現職の職員が社会教育主事講習を受けることが難しい現状がある等の意見があった。
- ・社会教育主事講習については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、全課程をオンラインで実施した事例がある。

＜今後検討が必要な事項＞

- ◆全課程をオンラインで実施した事例を踏まえた、受講しやすい講習の在り方の検討

## オ. 社会教育士の役割の明確化、社会教育士の称号付与要件など制度の在り方

### <ヒアリング結果・関連データ>

- ・高等学校における探究的な学習に関しては、社会教育士に求められる資質・能力を兼ね備えたスタッフを有する教育系NPOに委託する形で取組を進めている、といった意見がある。
- ・社会教育主事講習を受けていなくても、地域の課題に対してアンテナが高く課題解消に向けた事業の実施などの実務ができる方は地域に存在しており、そのような方が社会教育主事として活躍できる仕組みがあるとありがたいとの意見があった。

### <今後検討が必要な事項>

- ◆ヒアリング対象の拡大（社会教育主事講習を実施している教育機関や、社会教育主事養成課程の受講生等）
- ◆現場のニーズを踏まえた、社会教育士の役割、資格要件、講習内容の見直しの検討

## （3）地域と学校の連携・協働の推進

### <ヒアリング結果・関連データ>

#### 3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

##### 3) 地域と学校の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進することは、コミュニティ・スクールが地域とともにある学校づくりに資するだけでなく、いじめや不登校、子供の貧困等の子供たちを取り巻く様々な課題の解決に資するとともに、地域の課題解決のためのプラットフォームとしての役割も担うことから、コミュニティ・スクールに関する十分な理解、相互の信頼関係の下、全国的に導入を加速していく必要がある。
- コミュニティ・スクールの導入促進と併せて、地域学校協働活動推進員の常駐化を含めた配置促進・機能強化、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置、保護者、PTA 活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参画を進めることにより、①学校と地域との連携・協働を通じた教育活動の充実や学校における働き方改革などに資する効果的な学校運営や、②子供たちや地域の課題に対応した多様な教育活動を推進する必要がある。こうした取組を推進する上では、地域学校協働活動推進員等の資質向上のため、社会教育士の称号を取得することを推奨することも考えられる。

- ・全国の学校のうち、42.9%にあたる、15,221校がコミュニティ・スクールを導入（令和4年5月1日現在、前年度から9.6ポイント、3,365校増）。
- ・第三期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）においては、全ての公立学校においてコミュニティ・スクールが導入されることを目指すとしている。
- ・令和3年6月に行われた地域とともにある学校づくり推進フォーラム（兵庫）において、末松前大臣から、今後3年間で全国のコミュニティ・スクールの導入校数を約2万校に拡大すると発言があった。

- ・地域学校協働活動推進員については、地域のなり手の確保とともに職責に見合った資質向上が必要という意見があった。（再掲）

＜今後検討が必要な事項＞

- ◆地域学校協働活動推進員の専門性向上（再掲）
- ◆学校だけではカバーできない者（放課後・長期休業中、長期欠席者）への教育機会や体験活動の提供